

令和6年第1回定例会

印西地区衛生組合議会会議録

令和6年2月6日開会

令和6年2月6日閉会

印西地区衛生組合議会

令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会会議録目次

(2月6日)

議事日程	(1)
出席議員	(1)
出席事務局職員	(1)
出席説明員	(1)
開会	(2)
開議	(2)
議事日程の報告	(2)
管理者挨拶	(2)
諸般の報告	(3)
会議録署名議員の指名	(3)
会期の決定	(3)
議案の送付	(3)
議案第1号 印西地区衛生組合監査委員の選任について	(3)
議案第2号 印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例 及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例	(5)
議案第3号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算(第4号)	(6)
議案第4号 令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について	(9)
議案第5号 令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算	(9)
発議案第1号 印西地区衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の 一部を改正する条例	(14)
閉会	(16)
署名議員	(16)

令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会

議事日程

令和6年2月6日(月)

午後3時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 印西地区衛生組合監査委員の選任について
日程第4 議案第2号 印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第3号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第4号 令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について
日程第7 議案第5号 令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算
日程第8 発議案第1号 印西地区衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

出席議員 (5名)

議長	米井 重行 議員	副議長	新井 茂美 議員
1番	林 勝利 議員	2番	櫻井 正夫 議員
5番	大野 信正 議員		

出席事務局職員 (5名)

事務局長	伊藤 康之 君	事務局長補佐	藤原 宜則 君
副参事	泉田 隆之 君	管理係長	早野 誠 君
庶務係長	佐藤 直大 君		

出席説明員 (7名)

管理者	板倉 正直 君	副管理者	橋本 浩 君
事務局長	伊藤 康之 君		
副参事	泉田 隆之 君	事務局長補佐	藤原 宜則 君
庶務係長	佐藤 直大 君	管理係長	早野 誠 君

◎開 会 午後3時00分

○議長（米井 重行君）

ただ今から、令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会を開会いたします。

本定例会における議員定数は5名、本日の出席議員5名、よって、定足数に達しておりますので、令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会は成立いたしました。

◎開 議 午後3時00分

○議長（米井 重行君）

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（米井 重行君）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

また、発言に際しては、明瞭に発言いただきますよう、お願いいたします。

では、始めに、板倉管理者よりご挨拶をいただきます。

◎管理者挨拶

○管理者（板倉 正直君）

はい。

○議長（米井 重行君）

板倉管理者。

○管理者（板倉 正直君）

皆さんこんにちは。

本日ここに、令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、本組合の事業運営に、格別のご理解とご協力を頂いておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、令和5年12月の臨時議会において可決いただきました、次期し尿処理施設建設事業に係る汚泥再生処理センター建設工事請負契約につきましては、契約後、工事請負業者や施工監理業者との全体打合せを行い、それを踏まえ、本年、秋の工事着工に向けまして、現在、実施設計業務を進めているところでございます。

今後とも、管理者といたしまして、次期し尿処理施設建設事業を滞りなく進めるとともに、現施設の安定稼働に努めて参りますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻のほどを、お願い申し上げます。

さて、本日、私から提案させていただく案件でございますが、

議案第1号 印西地区衛生組合監査委員の選任について

議案第2号 印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について

議案第5号 令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算

以上、5件となります。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）

ありがとうございました。

◎諸般の報告

○議長（米井 重行君）

これより、諸般の報告をいたします。監査委員より現金出納検査結果の報告がありました。お手元に配布した印刷物により、報告に代えます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（米井 重行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、印西地区衛生組合議会会議規則第96条の規定により、3番、櫻井正夫議員及び、5番、大野信正議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（米井 重行君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

◎議案の送付

○議長（米井 重行君）

次に、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

◎議案第1号

○議長（米井 重行君）

日程第3、議案第1号、「印西地区衛生組合監査委員の選任について」を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○管理者（板倉 正直君）

はい、議長。

○議長（米井 重行君）

板倉管理者。

○管理者（板倉 正直君）

議案第1号、印西地区衛生組合監査委員の選任について、提案理由を説明いたします。

本組合の監査委員につきましては、地方自治法及び当組合理約の規定により、定数が2名となっております。その選任に当たっては、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員から1名、識見を有する者から1名を選任することとなっております。

このたび、識見を有する者として選任されました、印西地区衛生組合監査委員である椎名眞一氏の任期が、本年2月8日をもって満了を迎えますことから、後任として新たに小野寺浩一氏を、印西地区衛生組合監査委員として選任すべく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小野寺浩一氏は、大学卒業後、公認会計士として民間企業でご活躍され、平成24年4月に公認会計士事務所を開業し、同年9月には税理士登録もされ、現在に至っております。

また、平成30年6月からは印西市監査委員としてもご尽力をいただいております。

会計監査、税務及び経営管理に関してすぐれた識見を有し、監査委員として最も適任であると確信を持っております。

なお、任期は、令和6年2月9日から令和10年2月8日までとなります。

人事案件でございますので、どうか皆様方、全員のご賛同を賜りたくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米井 重行君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

議案第1号、「印西地区衛生組合監査委員の選任について」に同意することに賛成の方は、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

○議長（米井 重行君）

挙手全員。

よって、議案第1号、「印西地区衛生組合監査委員の選任について」に同意することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（米井 重行君）

日程第4、議案第2号、「印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例」を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（伊藤 康之君）

はい、議長。

○議長（米井 重行君）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 康之君）

それでは、議案第2号、「印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例」について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、個人情報保護に関する法律等との整合を図るため、行政文書の定義の規定を改正する等の所要の改正が生じていることから、提案するものでございます。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

始めに、第1条、印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正でございます。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

第3条、「不開示情報」の規定に、印西地区衛生組合情報公開条例の「第8条第2項」を加えるものでございます。この第8条第2項の規定は、当組合の情報公開条例で不開示として列挙している情報の1つとして、「法令又は条例により明らかに公にすることができないとされている情報」を指しますが、これを本施行条例にも加えることで、情報公開条例との整合を図るというものでございます。

次に、附則第3条第5項中の「第4項」の表記を、「前項」に改めるものです。こちらは、単なる字句の調整であり、内容に変更はございません。

次に、第2条、印西地区衛生組合情報公開条例の一部改正でございます。

第2条、「定義」の各号列記部分を削除し、各号列記以外の部分中に「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と規定するものでございます。こちらは、「行政文書から除かれるもの」につきまして、個人情報保護に関する法律施行令と一部異なっているため、当施行令と整合させるものでございます。

また、併せて、「第2号及び第16条において同じ」を「以下同じ」に改めるものでございますが、こちらは、「電磁的記録」の注釈について、当該規定に限定する必要がないため改めるものでございます。

次に、第7条中、「非開示情報」を「不開示情報」に改めるものでございますが、字句の調整でございます。

次に、第8条、「不開示情報」につきまして、第5号に「オ」として、「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を追加するものでございます。こちら、不開示情報につきまして、個人情報保護に関する法律と整合を図るため、追加するものでございます。

施行期日につきましては、特に周知期間などを設定する必要が無いため、公布の日といたします。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（米井 重行君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。
これより、議案第2号を採決いたします。

議案第2号、「印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）

挙手全員。よって、議案第2号、「印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び印西地区衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（米井 重行君）

日程第5、議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（伊藤 康之君）

はい、議長。

○議長（米井 重行君）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 康之君）

それでは、議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3998万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1531万4千円とするものでございます。

また、繰越明許を設定いたしますが、こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書によりご説明いたします。

8ページ、歳入をご覧ください。すみません、座らせて説明させていただきます。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、衛生費分担金でございますが、1節、清掃費分担金を4007万3千円減額するものでございます。こちらは、印西市及び栄町からの分担金でございますが、7ページの上段、歳入の表をご覧くださいますと、補正額として、6款、諸収入が、8万7千円増額する見込みであり、下段、歳出の表においては、補正額として、歳出見込額が合計で、3998万6千円減額

となるため、その合計額4007万3千円を分担金額から減額するものでございます。なお、分担金の内訳といたしましては、全額、経常経費分に係る分担金を減額し、建設事業費分に係る分担金に変更はありません。

また、各市町の分担金の算出根拠でございますが、別添の「議案第3号 補助資料1-1」をご覧ください。補正後の経常経費分の分担金総額は、4007万3千円の減額により、1億6532万円となります。こちらを、人口割合費19.7%、処理割合費80.3%で按分した結果、人口割合費の合計が3256万8千円、処理割合費の合計が1億3275万2千円となります。

このうち、人口割合費は、総人口から下水道人口を除きました、処理人口の割合により、印西市が87.6%、栄町が12.4%で按分した結果、印西市が2853万円、栄町が403万8千円となります。

また、処理割合費は、処理量の割合により、印西市が86%、栄町が14%で按分した結果、印西市が1億1416万7千円、栄町が1858万5千円となります。これらの合計額が経常経費分の分担金となり、印西市の合計が1億4269万7千円、栄町の合計が2262万3千円となる計算でございます。

各市町の分担金の増減でございますが、「補助資料1-2」をご覧ください。

今回の補正第4号の増減が赤字部分となっております。この上段の表の「分担金総額」をご覧ください。

今回の補正額は、印西市が3458万9千円の減、栄町が548万4千円の減、合わせて4007万3千円の減となっております。分担金についての説明は、以上でございます。

それでは、8ページに戻りまして、6款、諸収入、1項、組合預金利子、1目、組合預金利子につきまして、1千円を減額するものでございます。こちらは、一般会計予算の歳計現金を定期積立した際の利子でございますが、積立の手続きに係る事務量が多い一方、近年、利率が低く、利子の運用益は、数十円程度の見込みとなったことから、令和5年度におきましては、定期積立を行わなかったため、皆減するものでございます。

次に、6款、諸収入、2項、雑入、1目、雑入につきまして、8万8千円を増額するものでございます。こちらは、東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした放射能損害賠償金、保険事務手数料、個人負担分の雇用保険料、地方公務員災害補償基金の前年度還付金によるものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、2節、給料、10万9千円の減、3節、職員手当等、86万7千円の減、4節、共済費、10万2千円の減とするものにつきまして、こちらは、人事委員会勧告に基づく職員の給料表の改定が行われ、給料月額が引上げとなったものの、休職職員の給料等の支給減があり、その額が引上げ分を上回ったため、予算に残額が生じる見込みであることから減額するものでございます。

次に、10節、需用費3万6千円の減額でございますが、公用車に係るガソリン代の実績見込みによる減と、公用車定期点検費用の減によるものでございます。

次に、11節、役務費1万円の減でございますが、電話回線に係る通信運搬費の減、建物災害共済基金分担金に係る保険料の減、文書廃棄に係る廃棄物処分手数料の減によるものでございます。

次に、12節、委託料12万2千円の減額でございますが、各種業務委託の契約差額や職員研修の参加実績に伴う減と、職員定期健康診断の受診者1名減によるものでございます。

次に、13節、使用料及び賃借料5千円の減額でございますが、パソコン及び周辺機器借上げの契約差額によるものでございます。

17節、備品購入費8千円の減でございますが、新型コロナウイルス感染症対策備品の購入差額によるものでございます。

10ページをご覧ください。

3款、衛生費、1項、清掃費、1目、し尿処理費につきましては、2節、給料8万4千円の増、3節、職員手当等1万4千円の減、4節、共済費1万1千円の増でございますが、こちらは、給料月額が引上げとなったことにより、増額となったものでございます。ただし、職員手当等につきましては、時間外手当の減額が上回ったことにより、減額するものでございます。

次に、10節、需用費289万1千円の減額でございますが、電気料金の減と、施設機器整備に係る修繕料の執行差額によるものでございます。

次に、12節、委託料990万2千円の減額でございますが、こちらは、各種業務委託契約の契約差額などによるものでございます。なお、汚泥再生処理センター管理運営方式検討業務委託につきましては、当該予算を皆減し、汚泥再生処理センター建設工事の実施設業務の完了後となる令和6年度予算に改めて計上し、実施したいと考えているものでございます。

次に、13節、使用料及び賃借料5千円の増額でございますが、現地視察等による有料道路通行料の増によるものでございます。

続きまして、繰越明許費について、ご説明いたします。

戻りまして3ページ、「第2表 繰越明許費」をご覧ください。3款、衛生費、1項、清掃費の「次期し尿処理施設建設事業に係る地元振興策負担金」でございますが、生活基盤整備事業として、須賀新田区が水路管理のため購入するバックホーの納品に時間を要しており、この購入費が年度内に支出できない見込みであることから、係る予算を令和6年度に繰り越すものでございます。

以上、議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」の説明とさせていただきます。なお、別紙の補助資料2-1と2-2につきましては、当初予算額から、今回の補正予算第4号までの予算現額及び補正予算第4号の増減理由について、記載したものでございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（米井 重行君）

説明が終わりましたので、これより、議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」についての質疑を行います。質疑の際は、ページを述べてからお願いします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（米井 重行君）

挙手全員。よって、議案第3号、「令和5年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号

○議長（米井 重行君）

日程第6、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」及び日程第7、議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」は関連がありますので、一括議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（伊藤 康之君）

はい、議長。

○議長（米井 重行君）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 康之君）

それでは、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」及び議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」について、一括して提案理由及び内容の説明をさせていただきます。すみません、着座して説明させていただきます。

始めに、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、印西地区衛生組規約第12条第2項の規定により、令和6年度の関係市町分担金の、印西市と栄町の分賦割合を定めるものでございます。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

分担金の分賦割合につきましては、経常経費分と建設事業費分に分けて、それぞれ計算いたします。経常経費分は、更に人口割合と処理割合に分けて、それぞれで分賦割合を計算いたします。従いまして、分賦割合は、経常経費分の人口割合と処理割合、そして建設事業費分の3種類となります。

まず、経常経費分の人口割合につきまして、ご説明させていただきます。別紙の「議案第4号 補助資料」の一番上の表1をご覧ください。

経常経費分の人口割合は、令和5年10月1日現在の各市町のそれぞれの総人口から下水道人口を除いた、「処理人口」の割合となります。令和5年10月1日現在では、印西市の処理人口が2万0439人、栄町の処理人口が3037人となり、人口割合は、印西市が87.1%、栄町が12.9%となります。

次に、経常経費分の処理割合につきましては、2段目の表2をご覧ください。

処理割合は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの各市町からのし尿・浄化槽汚泥の搬入量の割合となります。印西市からの搬入量の合計が8930.13トン、栄町からの搬入量の合計が1342.24トンとなり、処理割合は、印西市が86.9%、栄町が13.1%となります。

次に、建設事業費分の方分賦割合になります。一番下、表3をご覧ください。

建設事業費は、先ほど説明いたしました各市町からの搬入量に加え、次期し尿処理施設のディスポーザ汚泥の計画処理量を合わせた量の割合としております。ディスポーザ汚泥の計画処理量は、印西市のみ年間730トンであり、合計しますと、印西市が9660.13トン、栄町が1342.24トンとなり、割合は、印西市が87.8%、栄町が12.2%となります。

以上、議案第4号のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。

令和6年度、印西地区衛生組合一般会計予算として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8206万9千円とするものでございます。

また、第2条で地方債について、第3条で一時借入金の最高額について規定しておりますが、こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは、歳入歳出予算の内容について、事項別明細書によりご説明させていただきます。

始めに、歳入から説明させていただきます。8ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金でございますが、1目、衛生費分担金を、前年度より256万3千円増の2億8566万6千円とするものでございます。

こちらは、構成市町からいただく分担金で、経常経費分と建設事業費分について、その内訳は、説明欄にありますとおり、経常経費分が2億0538万4千円、建設事業費分が8028万2千円となっております。

まず、経常経費分の分担金の算定につきまして、ご説明させていただきます。別添の「議案第5号 補助資料1-1」をご覧ください。

経常経費分の分担金につきましては、「人口割合費」と「処理割合費」に分けて算定しているところでございますが、その「人口割合費と処理割合費の比率」の算定方法を、例年より変更してございます。

令和5年度までは、「人口割合費と処理割合費の比率」は、前々年度の決算における「議会費、総務費、公債費の歳出合計額」と「衛生費の歳出合計額」の比率としておりましたが、令和6年度では、「当年度予算における歳出合計額から建設事業費分を除いた金額」のうち、「議会費、総務費、公債費、予備費の歳出合計額」と「衛生費の歳出合計額」から、「それぞれの特定財源として充当できる分担金以外の歳入額」を除いたものの比率といたしました。

「人口割合費と処理割合費の比率」の算定方法を変更した理由につきましては、次期し尿処理施設建設事業の進捗に伴って建設事業に係る歳入・歳出が増大していく中、これまで、人口割合費と処理割合費の比率の決定に当たっては、建設事業に係る歳出費用も含めるとともに、分担金以外の歳入を除かずに算定し、その比率を決定していましたが、建設事業に係る歳出費用のための分担金は、別途、建設事業費分の分担金において算定していることから、建設事業に係る費用や、分担金以外の歳入額は除いて算定するとともに、当該比率の決定における算定根拠を前々年度決算額から当年度予算額に変更し、すべての予算科目について、人口割合費と処理割合費に区分することで、より実情に即した算定根拠としたいものでございます。

具体的な比率の計算につきましては、補助資料1-1の上段の表をご覧ください。

令和6年度の「歳出予算額から建設事業に係る費用を除いた金額」は、①の合計欄の2億2281万8千円となります。

このうち、人口割合費に当たります、「議会費、総務費、公債費、予備費の合計額」は、5814万9千円となり、処理割合費に当たります、「衛生費の合計額」は、1億6466万9千円となります。

そこから、②「特定財源として充当できる分担金以外の歳入予算額」として、「総務費に充当する特定財源」が4万1千円、「衛生費に充当する特定財源」が1639万3千円でございますので、これらを除いたものが③、「人口割合費分」が5810万8千円、「処理割合費分」が1億4827万6千円となり、その比率が④、「人口割合費と処理割合費の比率」となり、それぞれ28.2%、71.8%となるものでございます。

それぞれの分担金の金額は、③の金額から、⑤「特定の財源として充当しない一般財源の歳入予算額」100万円を、④の比率で按分し、それぞれから差し引き、人口割合費が⑥、5782万6千円、処理割合費が⑦、1億4755万8千円となります。

この金額を、下段の表のとおり、⑥と⑦として、それぞれ議案第4号で説明しました各市町の分賦割合で按分し、合計したものが各市町の分担金額となり、印西市が1億7859万4千円、栄町が2679万円となります。

なお、令和5年度までの算定方法で計算した場合ではどうなるか、その比較につきまして、補助資料1-2をご覧ください。

上段の表では、「人口割合費と処理割合費の比率」についての比較が記載されております。

令和6年度の新方式においては、人口割合費が28.2%、処理割合費が71.8%となっておりますが、令和5年度の方式により、令和4年度決算額から計算すると、人口割合費が8.7%、処理割合費が91.3%となります。

新しい方式と従来の方式で、どれくらい分担金の額に差が出るのかを比較したものが下段の表ですが、その差は、8万円でございます。

次に、建設事業費に係る分担金について、補助資料2をご覧ください。

建設事業に係る費用、2億5925万1千円から、国庫補助金の額、6016万9千円と、起債額、1億1880万円を除いたものが分担金の総額、8028万2千円となります。

これを議案第4号で説明しました分賦割合で按分すると、合計で、印西市が7048万8千円、栄町が979万4千円となります。

衛生費の分担金の説明については、以上でございます。

次に、8ページに戻りまして、2款、使用料及び手数料、1項、手数料でございますが、1目、衛生手数料を、前年度より19万8千円増の1623万6千円とするものでございます。こちらは、許可業者から搬入時にいただく手数料でございます。

次に、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金でございますが、1目、衛生費国庫補助金を、前年度より4722万6千円増の6016万9千円とするものでございます。こちらは、次期し尿処理施設建設事業に係る国からの交付金で、建設工事の進捗状況から、前年度より増額するものでございます。

次に、4款、財産収入、1項、財産運用収入でございますが、1目、利子及び配当金を前年度と同額の1千円とするものでございます。こちらは、施設整備事業基金の定期預金利子でございます。

9ページをご覧ください。

次に、5款、繰越金、1項、繰越金でございますが、1目、繰越金を前年度と同額の100万円とするものでございます。こちらは、令和5年度の剰余金を繰り越すもので、金額が確定していないことから前年度と同額としております。

次に、6款、諸収入、1項、組合預金利子でございますが、1目、組合預金利子を、前年度より皆減の0円とするものでございます。こちらは、一般会計予算の歳計現金に係る定期預金利子でございますが、さきほど議案第3号でも説明したとおり、定期積立の手続きに係る事務量が多い一方で、利率が低く、利

子の運用益がほとんど見込めないため、定期積立を行わない運用とすることから、皆減するものでございます。

次に、6款、諸収入、2項、雑入でございますが、1目、雑入を、前年度より15万9千円の増の19万7千円とするものでございます。こちらは、保険事務手数料や東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした放射能損害賠償金などの雑入でございます。

次に、7款、組合債、1項、組合債でございますが、1目、衛生債を、前年度より5281万7千円増の1億1880万円とするものでございます。こちらは、次期し尿処理施設建設事業に係る借入金で、建設工事の進捗状況から、前年度より増額となるものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。10ページをご覧ください。

まず、1款、議会費、1項、議会費でございますが、1目、議会費を、前年度より27万円増の52万5千円とするものでございます。こちらは、議会用備品として、工事の騒音に備え、マイクの購入により増額するものでございます。

次に、2款、総務費、1項、総務管理費、でございますが、1目、一般管理費を、前年度より1272万8千円増の5436万円とするものでございます。

一般管理費の財源内訳でございますが、特定財源は、雑入のうち、「保険事務手数料」、「雇用保険の個人負担分」、「地方公務員災害補償基金の前年度還付金」を、合わせて4万1千円、残りが一般財源で、5431万9千円でございます。

総務費の増減理由の主なものといたしましては、2節、給料から4節、共済費までの職員人件費等において、共済費の退職手当組合負担金が制度の見直しにより大幅な減があったものの、総務費の対象となる職員を4名から5名に変更したことなどにより、合計で775万1千円の増となっております。

また、12節、委託料において、「トラックスケール代行検査・点検業務委託」の隔年度での実施に加え、当該データ処理装置システムの更新などにより、533万9千円の増となるものでございます。

次に、12ページ、下段、2款、総務費、2項、監査委員費でございますが、1目、監査委員費は、前年度と同額の6万6千円でございます。

次に、13ページ、3款、衛生費、1項、清掃費でございますが、1目、し尿処理費は、前年度より1億0343万円増の4億2267万7千円とするものでございます。

その財源内訳でございますが、特定財源では、国庫支出金が6016万9千円、地方債として借入金が1億1880万円、その他として、建設事業費分の分担金の一部、搬入業者からの手数料、施設整備事業基金の定期預金利子、雑入のうち「放射能損害賠償金」を、合わせて9543万2千円、残りが一般財源として、1億4827万6千円でございます。

衛生費の増減理由の主なものといたしまして、2節、給料から4節、共済費までの職員人件費等においては、衛生費の対象となる職員を3名から2名に変更したことなどにより、739万9千円の減となっております。

10節、需用費のうち、光熱水費では、電気料金が、東京電力の再生可能エネルギー賦課金単価の下落などにより、397万4千円の減となり、修繕費では、計画する修繕項目が令和5年度には高額な修繕があったことなどにより、965万円の減となっております。

12節、委託料では、汚泥処分業者の変更に伴う処分費用や運搬費用の増などにより、1297万3千円の増となっております。

14節、工事請負費では、汚泥再生処理センター建設工事の進捗により、1億3433万8千円の増となっております。

18節、負担金、補助及び交付金では、地元振興策の事業収束に伴う地元振興策負担金の減などにより、2474万5千円の減となっております。

次に、4款、公債費、1項、公債費でございますが、1目、元金を、前年度より69万2千円減の69万6千円とするものでございます。こちらの増減理由は、平成26年度に、トラックスケール整備事業により借り入れた分が、令和6年度で完了することによる減額でございます。

次に、2目、利子を、前年度より39万2千円増の124万5千円とするものでございます。

利子の財源内訳でございますが、特定財源は、建設事業費分の分担金の一部が124万3千円、残りが一般財源で2千円でございます。

こちらの増減理由は、旧し尿処理施設解体工事に係る令和4年度借入分に、令和5年度借入分も加わったことなどにより、利子が増額したものでございます。

次に、5款、予備費、1項、予備費でございますが、1目、予備費を、前年度と同額の250万円とするものでございます。

以上、歳入歳出予算についての説明でございます。

なお、別紙の補助資料3-1と3-2につきましては、令和5年度当初予算と令和6年度当初予算の予算額及び比較増減と、主な増減理由について、記載したものでございます。前年度と比べて10%以上増減した項目に色を塗っておりますので、ご参考にしてください。

続きまして、地方債ついて、ご説明させていただきます。

4ページ、「第2表 地方債」をご覧ください。

地方債の内容でございますが、次期し尿処理施設建設事業につきまして、借入限度額を1億1880万円とするものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございますが、前年度予算における地方債の表と同一の条件としております。

続きまして、一時借入金ついて、ご説明させていただきます。1ページの議案をご覧ください。

一時借入金とは、地方公共団体が、会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うため、一時的に借り入れることができる金銭でございますが、その借入限度額については、予算で定めなければならないと規定されているものでございます。限度額の金額につきましては、予算規模などから勘案し、1億円と定めるものでございます。

次に、15ページから21ページには、給与費明細書として、給料や手当などの状況について、まとめたものを記載しております。

22ページには継続費の状況、23ページには債務負担行為の状況、24ページには地方債として借入額の状況について、それぞれ記載しております。

詳細な説明につきましては、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）

説明が終わりましたので、これより、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」及び議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」について、質疑を行います。

なお、質疑は一括で行います。質疑の際は、議案名とページを述べてからお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。なお、討論は、議案ごとに行います。

始めに、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）

挙手全員。よって、議案第4号、「令和6年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」の討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）

挙手全員。よって、議案第5号、「令和6年度印西地区衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号

○議長（米井 重行君）

日程第8、発議案第1号、「印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○4番（新井 茂美君）

はい、議長。

○議長（米井 重行君）

4番、新井茂美議員。

○4番（新井 茂美君）

4番議員、新井茂美です。本発議案につきましては、大野信正議員とともに提出するものでございます。

それでは、発議案第1号、「印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

個人情報保護制度につきましては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に従い、地方公共団体の執行機関におきましては、「個人情報の保護に関する法律」が直接適用されることとなりました。

一方、地方議会におきましては、その独立性を確保するという考え方から、同法の適用外となったため、当組合議会におきましては、令和5年第1回議会定例会において、「印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例」を可決し、令和5年4月1日から施行しているところでございます。

この条例につきまして、現行、罰則規定を設けておりませんが、執行機関が適用される同法においては、より適正な運営や個人の権利・利益を保護することを目的として、罰則を盛り込んだ規定となっております。これについて、検察庁との協議等を踏まえ、当組合議会におきましても、罰則規定を加え、同法との整合を図るなど所要の改正を行うため、本条例案を提案するものでございます。内容につきましては、お手元に配布させていただいたとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（米井 重行君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、発議案第1号を採決いたします。発議案第1号、「印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）

挙手全員。よって、発議案第1号、「印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会 午後3時59分

○議長（米井 重行君）

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回印西地区衛生組合議会定例会を閉会といたします。

なお、執行部におかれましては、本日の議決結果を速やかに執行されますようお願いいたします。

令和6年2月21日

議 長 米井 重行

署名議員 櫻井 正夫

署名議員 大野 信正